

東邦大学大学院薬学研究科 学位授与へのプロセス（博士課程）

【学位申請資格】

- 本研究科博士課程を修了見込の者。ただし、研究業績の優れた者については、東邦大学大学院規程第 22 条に従う。

【論文審査基準】

- ①博士論文の内容は独創的であり、新知見を含むこと。また、書き方は論理的で科学的であること。
- ②対象論文は原則として、審査制度のある雑誌（紀要類は除く）に、博士課程在学中に行った研究について、筆頭著者として 1 報以上の学術論文（共著者として指導教授の名前が入ったもの）から成ること。なお、和文、英文は問わないが、通常の学術論文の場合、英文 1 報以上が望ましい。

【事務手続】

- ①4 年次の 11 月末日までに以下の書類を研究科長宛に提出する（東邦大学大学院薬学研究科学位規程細則第 4 条参照）。
 - ・博士学位論文審査申請書（様式 2） 1 部
 - ・業績目録（様式 4） 1 部
 - ・対象論文 各 1 部
 - ・学位論文要旨（様式 7：4,000 字程度、A4 判 4 枚以内） 1 部
 - ・共著論文の場合は共著者の同意書（様式 5）
 - ・その他必要な参考資料
- ②原則として 12 月第 3 水曜日に学位論文要旨発表会を実施。学位論文要旨発表会は、発表 20 分、質疑応答 20 分。なお、対象論文は論文要旨発表会の実施日までに学術雑誌に受理されていないなければならない。
- ③学位論文要旨発表会後の薬学研究科委員会において、論文審査継続が可とされた場合、審査委員が選出される。また、以下の書類を翌年 1 月 10 日までに提出する（東邦大学大学院薬学研究科学位規程細則第 12 条）。
 - ・博士学位授与申請書（様式 8） 1 部
 - ・学位論文 3 部（*）+1 部
 - ・対象論文 各 3 部（*）
 - （* 審査委員が 4 名以上いた場合、その人数分とする。）
 - ・論文審査料 100,000 円
- ④審査委員による論文の審査及び学力の確認を行う（口頭、筆記の試問による）。
- ⑤原則として 2 月の定例薬学研究科委員会において、最終審査が行われ、学位授与の可否を議決した後、学長が学位授与の可否を決定する。
- ⑥学位授与が可とされた場合、3 月に举行される東邦大学大学院薬学研究科学位記授与式において学位が授与される。